

バス予約申請の注意点

- (1) 中型バス（33人乗り）及びマイクロバス（28人乗り）の予約申請は原則、利用予定日の**2週間前**までとなります。予約方法については、バスの利用目的により、それぞれ予約申込先（担当課）にさせていただきます。なお、申込先がわからない場合は財政課へお問い合わせ下さい。
(財政課電話番号 0479-73-0085)
- (2) 市バスの利用可能時間は**午前8時30分から午後5時まで**となります。ただし、目的地によっては、これ以外の時間帯であっても利用可能な場合もありますので、担当課へご相談下さい。
- (3) 市バスを利用できるのは次の場合です。
 - ①市が行う行政視察又は調査のため
 - ②市が主催する研修会又は、これに類する講習会
 - ③式典又はこれに類する市の行事のためなお、上記以外の利用目的であっても、公共性の高い市民活動等を行う団体の利用は可能です。具体的には子ども会行事・青少年相談員活動・ボーイスカウト活動等が該当します。
また、市バスは観光バスではありませんので、利用目的によっては、利用できない場合があります。加えて、マイクロバス（28人乗り）は「車いす」を収納することができませんので、「車いす」を利用する方がいる場合又はシャトルバス等不特定の方が利用する場合には、市中型バス（33人乗り）を利用してください。
- (4) バスのキャンセルについては、荒天等により中止する場合は前日までに担当課へ連絡下さい。なお、止むを得ず、当日にキャンセルを判断する場合は少なくとも**集合時間の2時間前**までに、バス運転手の携帯電話へ連絡をお願いします。
- (5) バス運行時の事故（車両事故・利用者の病気・怪我等）に対処するため、バス利用団体は利用者の中から利用責任者を決めていただき、非常時の際は対応をお願いします。なお、事故等が発生した場合は責任者の方が速やかに財政課へ連絡をお願いします。ただし、閉庁日や平日の午後5時15分以降に電話いただいた場合は市役所の警備員が電話にでますので、連絡をお願いします。
- (6) 有料道路利用料金及びバスの駐車場使用料は、バス利用団体に負担していただきます。また、駐車場の確保は利用団体にさせていただきます。
- (7) 市バスの運行範囲は県内が原則です。また、宿泊を伴う運行は原則行いません。
- (8) 市バスの乗車定員はシートベルトを着用可能な座席数で中型バスが**33人**、マイクロバスが**28人**です。また、12歳未満の子どもについても、座席数以上の乗車を伴う運行はしません。